

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和3年12月8日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから12月8日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。

ヨシノさんお願いします。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。よろしくお願いします。

柏崎刈羽の核物質防護規定違反の関係で、東京電力が先日、新潟の県議会の、正確に言うと議会会派に対して、代替措置が2015年の4月4日に遡る。

ただ、侵入検知装置が複数機能喪失した場合は、都度、都度、規制庁にファックスやメールで届けていて、それから、毎月の不適合を書面で報告していたということなんですけど、そうすると、6年間遡って、こういう報告がファックス等々では来ていたということなんですけれど、これは規制庁として東電の不適合を見抜くのは、やっぱりノーチャンスだったんでしょうか。

○更田委員長 これは、今お尋ねになった内容については、既にやり取りはあるんですけども、これは旧制度の下ではあるんですけど、核物質防護に関わる確認において、東京電力は確かに改善措置の、これが故障しているというような一連のものは、ファックスなり何なりで来ていたんですよ、と聞いています。

ただし、それを一つ一つ確認するようなものではなかったし、他事業者の場合であると、うちの核物質防護に関わる部門に直接接触してくるようなケースがほとんどだったんですけども、東京電力の場合は大量に送られてくる情報の中に紛れたというんですかね、そういったことがあって、それをもって、当時の東京電力の報告の仕方が不誠実ではないかと言えるかどうかというのは、これはまだ、これからの検査を含めた検討の中ではあるんですけども、規制庁への接触の仕方には随分差があったというふうに、これまでのところは聞いています。

それから、もう一つは、大きなポイントは、2015年と日付は言われていますけども、その後、核物質防護に関わる検査というのは、新検査制度、これは国会での法律改正をお願いするに当たって、それに向けての議論でもありましたけども、新検査制度に移行する中で、安全側の従来の保安検査に変わるものとして、原子力規制検査に向けて行くときの議論に、核物質防護検査をここに含めるか含めないかというのは、非常に大きな

判断だと思っています。

というのは、旧制度では、双方の二つの検査というのは、成り立ちから、それから実態も随分違ったものであったんだけど、特に核物質防護検査に関しては、新しい検査制度の中で強化されて、現在も強化しつつある状態にあります。

ですので、当時の制度において、規制庁が把握できなかったというのは、問題意識として把握しなかったというのは事実なので、それが新検査制度の移行に伴って十分に解消されたのか、それか、まだ足らざるところがあって強めるところがあるのかという議論が、今、進んでいる議論だと思っています。

強化の一環としては、本庁の検査だけではなくて、各地方事務所に、核物質防護に対する感度を上げるべく要員を配置する。現在の予算要求でも強化をお願いしているところですけども、そういった意味で、質問にあった当時の規制庁が問題意識を持てなかったかという点について言えば、確かに、旧制度の下で、旧核物質防護検査というもののの中では、そういった側面があったんだろうと思います。

いずれにせよ、過去のことについても必要があれば、現在進行中の検査の中で確認をしていくことになります。

○記者 最後にしますけれども、そして、東京電力側の記録では、おっしゃるように、規制庁からの問合せであるとか、あるいは、訪問された際の代替措置に対する検査というのは、記録は残っていないそうなんです。

そのときの旧検査制度の中での問題意識のありようというのは、一定の問題があったんではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○更田委員長 一般的な傾向があったのか、それとも、個社別、要するに各事業者別の問題なのかというのは、検討というか、分析の必要があるだろうと思っています。

というのは、社風というのは、どうしても各事業者にあつて、例えば、小さなものであつても、本当にこれでいいのかというふうに確認しにくる事業者もあれば、一方で、これでいいんだと自社で判断したら、特に規制委員会、規制当局、当時の旧規制当局も含めてですけど、規制当局に確認してこない事業者も。これは一概にどちらが良い悪いというものではないですけども、その中で何か問題点があったとして、それは一般論なのか、それとも個社に関わるものなのかというのは、一緒くたに捉えるべきではないだろうというふうに思っています。

○司会 他に御質問ございますでしょうか。よろしいですか。

では、ハセガワさんお願いします。

○記者 NHKのハセガワです。

今日の議題3の水素の防護対策の件なんですけれども、委員長の発言の中で、1Fの事故分析検討会の中で、各社の事業者から聞いて、まだまだこれからの部分と、各社の特徴も見えてきているというふうな話がありました。

ここをもう少し噛み砕いてといいますか、伺えるとありがたいのですが。

○更田委員長 これからの部分というのは、何かが起きたらこうなるという、事故なら事故の進展がある程度見えているものに対しては、対策が十分であるか、十分でないかという判断ができるし、これだけの対策をとという要求の仕方もある。さらに要求を超えた努力を促すということもあるんだらうと思うんですが、今、議論している対象というのは、さらに様々な事故の進展の中で起こるかもしれない現象について扱っているので、現象の強度であるとか、厳しさというものを特定するのは非常に難しい。

それから、言い換えると、どれだけの対策を取ればいいのかというのは、対策を取らなくてもいいかもしれないし、取ったほうがいいのかもかもしれないというような議論です。

非常に厳しい事故の、非常に後段の対策になるので、どうしても評価上や考えをめぐらす上での不確かさの非常に大きな部分での議論をしています。

そういった意味で、今日、山中委員との間にやり取りがありましたけども、さらに検討を進めれば、さらに評価技術が高度化すればというような類のものではないと言ってもいいというのが私の意見です。

そういった意味で、非常に、ある意味、漠然としていてというか、その像を掴み取るのが難しい脅威に対して、どう対策を取るかという話なので、規制当局と事業者との関係において、どういう形を取って、より良い方向へ進んで行ったらいいのかというような議論というのは必要になってくると思っています。

これだけの強度の、これだけの規模の、これだけの性能の対策が、どうしても必要よね、だからそれを要求する、あるいは、事業者が整備するという、そんな簡単な話でもないで。

それから、御質問の後ろのほうでいうと、各社、似ている部分もあるんだけども、あまり個社の名前を出さないほうがいいのか、でも、公でやっている話だから出していいんだらうと思いますけど、例えばSGTSをどう使っていくかというような話については、中部電力の意見に、他社に比べると特徴があったように思っています。

ただ、今日の委員会の中でも発言をしましたが、二次格納容器という呼び方をされていますけども、BWRの原子炉建屋に、どのように水素は、そして放射性物質、特に希ガスとともに、どういうふうに漏えいしてくるのか。その量も、漏えい速度も、非常に掴み難いところがありますし、格納容器と原子炉建屋の雰囲気圧力の圧力差についても大きな評価上の幅がある。

ですので、そして、それが建屋の中でどう分布していくかというのも非常に難しい話です。ですから、そこへ求めていく対策のあり方というものから議論をしなければならぬんだらうとは思っています。

一方で、延々と議論するつもりはありませんので、そういった意味で、でも、半年以内にぽんと収まるようなものでもないとは思っています。

ただ、1年を超えることがないようにやろうというふうには思っています。

○記者 関連するところで、事業者、各社の設備面の特徴というところもあると思うんですが、規制を超える部分というところも多分にあるというところで、ウォークダウンをしに行く社であったり、先を考えようとしている社と、一方で、規制の範囲に留まるというか、そういう社も、見ている上では見られたような気もしていて、その辺りは、印象としてどう受け止めてらっしゃるかというのか伺います。

○更田委員長 それは公開で議論をしていますので、メディアの方も御覧いただけると各社の姿勢は見てくるだろうと思いますし、実際、私たちも印象は持ちます。

それから、各社の置かれている状況によっても、その発言ぶりと言うか、発信ぶりというのは変わってきていて、一番最近に行ったものだから一番印象が強いのかもかもしれませんが、東京電力の回答ぶりは、非常にポリティカル・コレクトネスアンサーというと彼らに気の毒かもしれないけども、なるべくハレーションを起こさないようにというふうに、非常に注意深い発言が続いたというふうに感じています。

技術の話なので、思い切った議論をしようよといっても、それはなかなか、運用に責任を持っている社と、それから規制当局との間での議論なので、どうしても慎重になる部分というのはあるんだろうと思いますけども、その中で、これは先ほど申し上げたように不確かな現象なので、想像力を働かせて、ある意味、技術的に踏み込んだ議論をしなければいけない反面、なかなか具体的な対策、対応について、思い切ったことが言いにくいという状況があるということは理解をしています。

それでも、中でも、幾つかいい議論があったと思っていますので、議論を続けていこうと思います。

○記者 最後に。延々と議論するつもりはないとおっしゃったと思うんですが、その水素一つをとっても、滞留の問題であったり、可燃性ガスの問題であったりとか、濃度監視とかができるのかどうかとか、また、水素環境になったときに人が入れるのかどうかとか、そういったところのいろんな論点があると思うんですが、委員長自身として、優先順位と言いますか、今、注目している点というか、どういった点が重要だとして見ていらっしゃいますか。

○更田委員長 水素以外の可燃性ガスの議論も含まれてはいるんですけど、まずは格納容器から漏れいしてくる水素のほうが優先順位は高いだろうと思っています。

その上で、5階のオペフロよりも高い部分に関していえば、ブローアウトパネルと、それから、トップベントが必要かどうかというような議論なんだと思います。

それから、福島第一原子力発電所事故で分析を進めている上で、疑いを持っているというか、そうではないかと見ている、要するに下層階での燃焼の可能性です。

これについては、それぞれのプラントの配置特徴、形状を捉まえていく必要があるとはいうものの、下層階をどう見るかというところ。その上で、これは全体の意見というよりも、私の意見ですけど、水素濃度が測定できると思ってかかるような話ではないと思っています。

特にシビアアクシデント対策として要員を送れるのか、送れないのか。今日も申し上げたように、建屋の水素爆発がその後の対策を無力化してしまった、非常に困難なものにしてしまったという反省の上に立つと、ある程度の不確かさを仮定した上で、なお回避できるような対策というのを議論していくことになるのだらうと思います。

○司会 他に御質問はございますでしょうか。

では、カワムラさんお願いします。

○記者 朝日新聞のカワムラです。よろしくお願いします。

今の水素防護の関連で、一部おっしゃっていた部分もあるんですけども、そもそもこれって規制側がリードして進めていくべき話なのかなというところで、委員会の議論でも不確かさも多いという指摘もありましたし、サイトごとの違いもあるので理想論かもしれないんですけど、事業者側がそれぞれのプラントの特徴なんかを加味して、自主的に取り組んで審査なんかできちんと説明していくべきだというような考え方もあると思うんですけども、仮に、もし規制に取り入れることになれば、どうしても、その基準さえ満たしていればいいというようなマインドに陥る心配もあるんですが、その辺りも、何か御見解があればお願いします。

○更田委員長 そうですね、今後の議論によるところも大きいんですけども、非常に難しいところだと思っています。

海外の規制当局の事例を見ても、あまり例のない話です。というのは、これだけ事故の後段の部分に関するものについての対策というのを要求したというケースは、ほとんど見られない。

おっしゃるように、事業者が自ら対策を打って、その対策を私たちが十分だなという共通の理解を持つことができれば、それはある種、一種の理想ではあるんだろうと思います。

というのは、例えば私たちがあるレベルを定めと要求をするということに関しては、おっしゃるように、そのレベルを満足すればいいというところで思考停止に陥ってしまうというリスクもあるし、さらに、この現象とこの対策というのはどこまでという水準を定量的に示せるようなものではないと思います。

そういった意味で、どういった関係のもとに、あるいは、本件にかかる、いい意味での信頼関係を構築することができて、おっしゃるような形になれば、それはそのほうがいいと、今の時点で思います。ただ、これが要求という形になるのか、あるいは努力義務という形になるのか、それとも、本当に事業者のイニシアチブで進めていけるものなのか。

であるからこそ、ATENA を始めとして事業者の意見をきちんとすくい取っていく必要があるんだろうというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。

あと、もう一点、今日の議題じゃないんですけども、まだ、東京電力からALPS処理水の実施計画が出てきていないという状況で、他社さんの報道ベースで恐縮なんですけど、委員長は1Fに先週視察に行かれたときに、2023年春の日程に間に合わせるのはかなり苦しい時期に来ているというような御発言があったと承知しております。

これについて、審査にかかる時間などから逆算した上でのそういう御認識なのかということと、今の時点でそういう発言をされた、もし意図などあれば教えてください。

○更田委員長 これは、もう正直に申し上げますけども、2023年の春から逆算していったときに、これも、きっちり把握できていない部分もあるんですけども、東京電力から聞いている説明ですと本体工事に1年だと。

そうであるとする、来年の春に本体工事にかかる条件が整っている必要がありますけれども、一番、私たちとして不確かさを感じるのは、私たちが認可した後、すぐ本体工事に入れるかどうかというところです。

私たちが認可して、その上で、また御地元の方々であるとか、関係組織の了解をいただいて、東京電力が工事に入るというケースがほとんどであるので、私たちが認可してすぐ工事、あるいは、一般の施設であれば東京電力のOWN・リスク（自己責任）で、認可をもらう前から工事を始めることだってできるわけなんですけども、本件に関しては関係者の方々の御理解をいただくということが極めて重要な案件なので、全てのステークホルダーの間での、全員が賛成となるわけではない事態だということは承知をしていますが、本体工事にかかるまでの期間という部分が読めない。

それにしても、そこにそんなに半年もかかってしまうようだったら、もともと間に合いませんし、そういった意味で逆算していったら、私たちの認可までの、これは何度も申し上げているように、審査の技術的な側面においてかかる時間は、それほど長い時間がかかるものではありません。それでも、私たちとしては年内に申請がされることを希望しています。

これは報道されてしまいましたけど、年を越えてしまうと苦しくなってくるんだろうと思っています。

○記者 確認なんですけど、デッドラインとして年内に申請があり、もちろん、その審査が終わってからの不確定要素はありますけれども、来年春ぐらいに審査が終わって、そこから工事に入らないと間に合わないという逆算からの御発言ということでしょうか。分かりました。ありがとうございます。

○司会 他に御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。